

小・中学校1年生の保護者の皆様へ

## 令和3年度 就学援助費のお知らせ

「就学援助費」は、学用品費の支給や給食費の免除など、お子様の就学に関する費用の一部を支援する制度です。

大変お手数ではございますが、希望の有無にかかわらず、別紙「就学援助費希望調書・受給申請書」に必要事項をご記入のうえ、学校へご提出ください。

※新入学用品費の入学前支給をご申請いただいた場合でも、今回ご提出が必要となります。

なお、今回申請書をご提出いただければ、原則としてご卒業までの間、毎年度のご提出は不要です。

### 1. 認定要件

世田谷区内に在住し、国公立小中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 令和2年1月～令和2年12月の世帯全員の合計所得金額が支給対象基準額以下の方

#### 「支給対象基準額」のめやす（認定区分により異なります）

上段太字：所得金額、下段（ ）：給与収入

認定区分 \ 世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
全費目認定	約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)
給食費のみ認定	約399万円 (約566万円)	約508万円 (約697万円)	約564万円 (約760万円)	約598万円 (約797万円)	約714万円 (約926万円)

※全費目認定……給食費の免除に加えて、学用品費や校外授業費等を支給します。

給食費のみ認定……給食費が免除となります。

○この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により若干異なります。

支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合は、まずご申請ください。

○審査結果は7月中下旬頃にご自宅へ郵送でお送りするとともに、在籍学校長へも通知いたします。なお、審査結果について事前のお答えはできません。あらかじめご了承ください。

○世帯全員とは、原則として住民票上の世帯員の方全員です。ただし、住民票上では別世帯であっても、生計が同一の方（単身赴任の配偶者様等）は同一世帯員となります。

○所得金額とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。所得の種類が複数ある場合は合算します。なお、給与所得や公的年金所得がある場合、令和2年度より所得控除額が変更になった分を調整した金額で審査します。

(裏面に続きます)

## 2. 支給額・支給費目

支給額・支給費目（主なもの） 詳細は認定通知送付の際に同封する「支給予定額表」でご確認ください。

学年	年間支給予定額	支給費目
小学校1年	16,380円	学用品費、校外授業費、（新入学用品費）
中学校1年	35,750～40,730円	学用品費、校外授業費、移動教室費、（新入学用品費）

※生活保護を受給中の場合は、保護費で支給されない費目のみの支給となります。

※給食費は就学援助費認定月以降の請求が免除となるため、現金給付はありません。なお、生活保護を受給中の方は引き続き保護費からの支給となります。

※入学前に新入学用品費の支給を受けていない場合は、上記に上乗せして支給します。

※移動教室費は参加実績に基づく事後支給となります。

※保護者口座への支給は、7月・10月・12月・3月の各月末頃です。

## 3. 申請書提出手続き

(1) 提出書類 「令和3年度 就学援助費希望調書・受給申請書」

※お子様お一人につき、1枚のご提出が必要です。

※「希望する」に☑をした方は、添付書類が必要となる場合があります。詳細は申請書及び記入例をご確認ください。

### <添付書類が必要となる主なケース>

- ・世帯員の中に、令和3年1月1日時点で世田谷区外に在住していた方がいる場合
- ・世帯員の中に、令和2年1月～令和2年12月の間について、海外所得のある方がいる場合

(2) 提出期限 **令和3年4月23日（金）**

※上記期限後も申請は随時受け付けますが、提出時期により支給金額等が異なる場合があります。年度途中で転入された方は、お早めにご提出ください。なお、今年度の最終提出期限は令和4年2月25日（金）です。

(3) 提出先 提出用封筒に入れて学校へご提出ください。

※教育委員会へ直接提出される場合は、学校へその旨をお伝えください。

## 4. 注意事項

- ・世田谷区外へ転出した場合は、転出日をもって認定・支給を終了します。転出後は転出先の自治体へお問合わせください。
- ・確定申告期限の延長により、審査時に所得が確認できない又は正確に反映されない場合があります。
- ・所得額の修正等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが確認できた場合は、認定区分の変更や取り消しを行います。過支給となった就学援助費は返金していただきます。

## 5. 問合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会 教育総務部学務課学事係

電話：03-5432-2686